

改正

平成11年9月20日条例第27号

平成12年3月22日条例第6号

平成12年12月18日条例第29号

平成15年3月7日条例第21号

平成16年3月10日条例第8号

平成23年3月8日条例第8号

平成26年3月12日条例第9号

滑川町水道事業給水条例

滑川町水道事業給水条例（昭和46年条例第25号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第11条）

第3章 給水（第12条—第21条）

第4章 料金及び手数料（第22条—第31条）

第5章 管理（第32条—第37条）

第6章 貯水槽水道（第38条・第39条）

第7章 補則（第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、滑川町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 滑川町水道事業の給水区域は、滑川町大字都の一部を除く全域とする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により水道事業の管理者の権限を行う町長をい

う。以下同じ。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「新設等」という。)しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(水道使用加入金)

第5条の2 給水装置の新設等(新設又は増径に限る。)をする者は、別表第1に定める額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た額(以下「地方消費税額」という。)を加えた額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)により、水道使用加入金(以下「加入金」という。)を管理者に納付しなければならない。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に対応する加入金の額と旧口径に対応する加入金の額との差額とする。

2 前項の規定にかかわらず、2世帯以上を対象とする貸家、アパート及び寮(以下「共同住宅」という。)における給水装置若しくは流末装置(受水槽以下の給水用具をいう。)の新設又は共同住宅の戸数を増加する場合の改造の申込みをしようとする者は、各戸又は各室に引き込む管の口径の区分に応じ、別表第1の加入金の額に新設又は改造しようとする戸数又は室数を乗じて得た額を加入金として管理者に納付しなければならない。

3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事の申込みの取り消し、設計の変更等管理者が特別の事由があると認めたときは、この限りではない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設等に要する費用は、当該給水装置を新設等をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めた者については、町においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 指定給水装置工事事業者に関し、必要な事項については、管理者が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否、又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費
- (5) 道路復旧費
- (6) 工事監督費
- (7) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した、給水装置工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りではない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても町はその責を負わない。

(給水契約の申し込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき又は管理者において、必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第15条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させる事ができる。

(水道メーターの設置)

第16条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

3 管理者は使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水槽以下の装置にメーターを設置することができる。

(メーターの貸与)

第17条 メーターは、管理者が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。ただし、国営武蔵丘陵森林公園は除く。

2 前項の保管者は、善良な保管者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、再開、変更等の届出)

第18条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用を中止又は再開するとき。

(2) 水道の用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに、管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があったとき、又は住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。ただし、管理者が広域上その必要を認めるときは、この限りではない。

2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する町職員の立会いを要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第20条 水道利用者等は、善良な保管者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装

置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第22条 水道料金（以下「料金」という。）は水道の使用者から徴収する。

(料金)

第23条 料金は、別表第2の区分により求めた合計額に、消費税額及び地方消費税額を加えて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第24条 料金は、定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は定例日以外の日に点検を行うことができる。

2 管理者は、前項による定例日を隔月に定めてメーターの点検を行い、その日の属する月分及びその前月分として料金を算定することができる。

3 管理者は、前項の規定によりメーターの点検をしたときは、使用水量を水道使用者等に通知するものとする。

(使用水量の認定)

第25条 管理者は、次の各号の一に該当するときは使用水量を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

(3) その他特別な事由があるとき。

2 前項の使用水量の認定は、特別の事由がある場合を除き、前3回検針分の使用水量及びその他の事情を勘案して認定する。

(特別の場合における料金の算定)

第26条 月の中途において水道の使用を開始し、若しくは再開し、又は中止したときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 定例日において水道使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額
- (2) 定例日において、使用水量が基本水量の2分の1を超過したときは、基本料金の額
- (3) 月の中途において、その用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第27条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により2か月の範囲内分を徴収する。ただし、管理者が必要があると認めたときは、この限りではない。

(手数料)

第29条 手数料は、別表第3の区分により申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の事由があると認めたときは、申込者からは申込み後徴収することができる。

(メーター取付料)

第30条 水道使用者等は、最初に給水を申し込む際メーター取付料を納付しなければならない。ただし、国営武蔵丘陵森林公園は除く。

2 前項の取付料は、別に管理者が定める。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第31条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第32条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合している事を確認したときは、この限りではない。

（給水の停止）

第34条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。

- （1） 水道の利用者等が、第5条の2の水道利用加入金、第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金又は第29条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- （2） 水道の利用者が、正当な理由がなく、第24条の使用水量の計量又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- （3） 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

（給水装置の切り離し）

第35条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- （1） 給水装置利用者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- （2） 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

（過料）

第36条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- （1） 第5条の承認を受けずに、給水装置を新設等（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- （2） 正当な理由がなく、第16条第2項のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第32条の検査または第34条の給水の停止を拒み又は妨げた者
- （3） 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第5条の2の加入金、第23条の料金、第29条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第37条 町長は、詐欺その他不正の行為によって第23条の料金、第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第38条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第39条 貯水槽水道のうち簡易占用水道（法第3条第7項に定める簡易占用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易占用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月20日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の滑川町水道事業給水条例第23条別表第2の規定は、平成12年4月検針分より適用し、それ以前の検針分については、なお従前の例による。

附 則（平成12年 3 月22日条例第 6 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月18日条例第29号）

この条例は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月 7 日条例第21号）

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2（第23条関係）は、平成15年10月検針分より適用する。

附 則（平成16年 3 月10日条例第 8 号）

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2（第23条関係）は、平成16年 5 月定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。）検針分から適用する。

附 則（平成23年 3 月 8 日条例第 8 号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2（第23条関係）は、平成23年 6 月定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。）検針分から適用する。

附 則（平成26年 3 月12日条例第 9 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申し込みから適用し、同日前の申し込みについては、従前の例とする。
- 3 この条例による改正後の第23条の規定は、施行日前から継続し供給し、または提供されるような料金の支払いについては、税制抜本改革法附則第 5 条第 2 項の規定により、旧税率を適用する経過措置が設けられていることから、平成26年 6 月定例検針分から適用する。
- 4 施行日以後、新たに水道の使用を開始した水道利用者の料金については、前項の規定は適用せず、この条例による改正後の第23条の規定により算出した料金とする。

別表第 1（第 5 条の 2 関係）

加入金

口径	金額
13mm	100,000円
20mm	200,000円
25mm	380,000円
30mm	600,000円
40mm	1,300,000円
50mm	2,000,000円
75mm	4,800,000円
100mm	8,000,000円
150mm	18,000,000円
200mm	26,000,000円
250mm以上	管理者が定める

別表第2（第23条関係）

水道料金

メーター口径	基本料金（1カ月につき）	超過料金
	使用水量10m ³ まで	使用水量1m ³ につき
13mm 及び 20mm	800円	11～20m ³ 130円 21～30m ³ 150円 31～75m ³ 170円 76m ³ 以上 200円
25mm から 50mm	1,100円	11～20m ³ 150円 21～30m ³ 170円 31～75m ³ 200円 76m ³ 以上 220円
75mm 以上	1,300円	11～40m ³ 160円 41～80m ³ 200円 81m ³ 以上 240円

別表第3（第29条関係）

手数料

1	設計手数料	1 件につき	1,500円
2	完成検査手数料	1 件につき	1,500円
3	給水装置工事事業者指定手数料	1 件につき	10,000円
4	証明手数料	1 件につき	200円